

平成22年6月30日から改正育児・介護休業法が施行されます。

改正育児・介護休業法等説明会

主催：愛媛労働局

仕事と家庭の両立支援対策を一層進めるため、改正育児・介護休業法が平成22年6月30日から施行されます。そこで、改正内容等の周知のため、下記のとおり説明会を開催します。

なお、松山会場では、厚生労働省職業家庭両立課が改正法の説明を行います。

ぜひご参加ください。

1 開催日時及び会場

会場名	開催日	開催時間	会場
大洲	平成22年3月4日(木) 定員：100名	13:30~16:00	大洲市総合福祉センター 4階 多目的ホール 所在地：大洲市東大洲270-1 電話：0893-23-0294
松山	受付を終了しました！ 平成22年3月9日(火) 定員：200名	13:30~16:00	男女共同参画推進センター(コムズ) 5階 大会議室 所在地：松山市三番町6-4-20 電話：089-943-5776
新居浜	定員を増やしました！ 平成22年3月11日(木) 定員：200名	13:30~16:00	ユアーズ 2階 白鷺・鳳凰 所在地：新居浜市泉宮町5-8 電話：0897-33-3535

2 内容 説明：愛媛労働局雇用均等室

(1) 「改正育児・介護休業法について」

説明：厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課(松山会場のみ)

(2) 「改正法に沿った育児・介護休業規定作成のポイント」

(3) 「一般事業主行動計画の策定について」

※ 終了後個別相談を実施いたします。

3 対象者 事業主、企業の職業家庭両立推進者及び人事労務担当者等



4 参加申込・申込期限・説明会に関するお問い合わせ先

裏面申込書にご記入の上、FAX等により平成22年2月26日(金)までに下記にお送り下さい。

★参加申込及びお問い合わせ先

愛媛労働局雇用均等室 (担当：阿部)

〒790-8538 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階

TEL 089-935-5222 / FAX 089-935-5223

※ 各説明会場には定員があります。申込者数が定員をオーバーする場合は、参加をお断りすることがありますのでご了承ください。

愛媛労働局雇用均等室あて（このまま FAX をお送りください）

FAX 089-935-5223

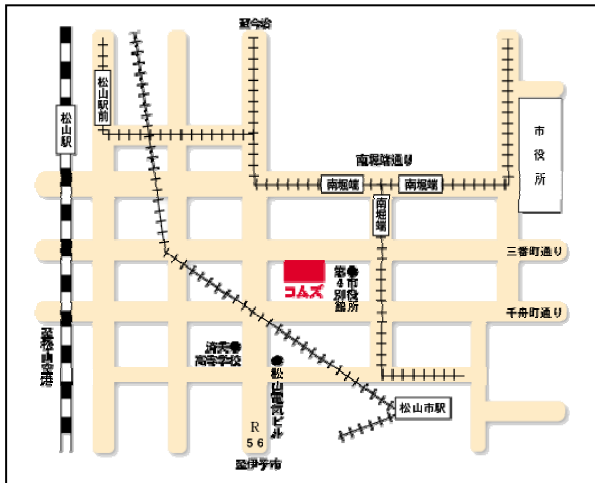
締切：平成22年2月26日

改正育児・介護休業法説明会参加申込書

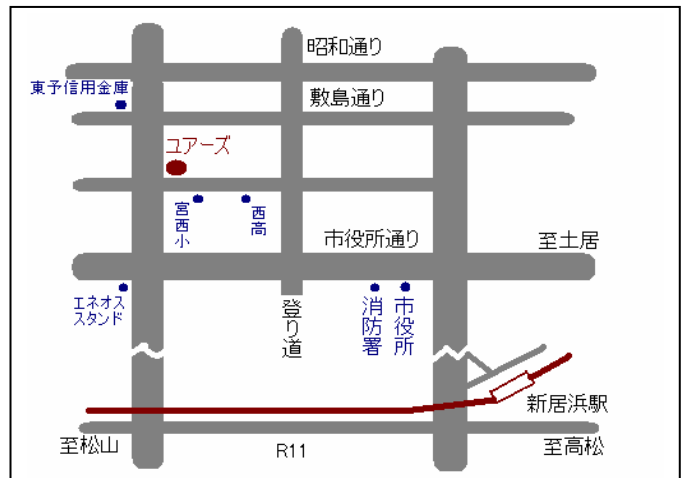
(事業所名)	(参加者名)
(住所)	部署・役職名 () 氏 名 () 部署・役職名 () 氏 名 () 部署・役職名 () 氏 名 ()
TEL (— —)	(参加会場) ※会場名を丸印で囲んで下さい。
FAX (— —)	・3/9 松 山 ・3/11 新居浜 ・3/4 大 洲

各会場の案内図

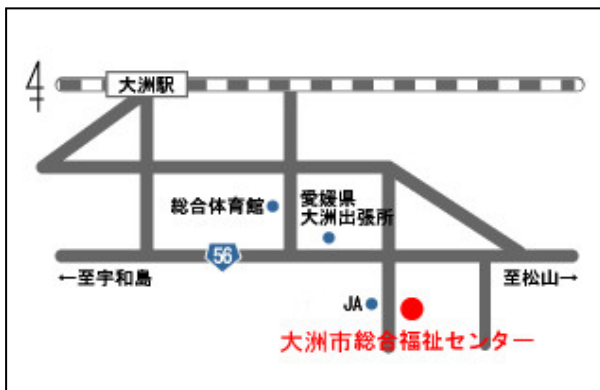
【松 山 会 場】3月9日



【新 居 浜 会 場】3月11日



【大 洲 会 場】3月4日



※ 各会場とも駐車場に限りがありますので、ご出席の際は、なるべく公共交通機関をご利用下さいますようお願い申し上げます。